

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
760	健康増進事業事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

幸田町は、健康増進事業事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

## 評価実施機関名

幸田町長

## 公表日

令和4年3月11日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康増進事業事務
②事務の概要	健康増進法第17条第1項又は第19条の2に基づく健康教育、健康相談、訪問指導、各種検診などの情報管理、統計報告資料作成及びデータ分析の処理を行う。 特定個人情報ファイルは、健康増進法による健康増進事業の実施対象者把握に使用する。
③システムの名称	健康管理システム(住民健診)
2. 特定個人情報ファイル名	
健康増進ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の76の項 主務省令第54条、番号法第9条第2項、幸田町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条 別表第1の13の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施しない ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	幸田町健康福祉部健康課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	幸田町企画部企画政策課情報グループ 愛知県額田郡幸田町大字菱池字元林1番地1 TEL 0564-62-1111 内線441、442 FAX 0564-63-5139
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	幸田町企画部企画政策課情報グループ 愛知県額田郡幸田町大字菱池字元林1番地1 TEL 0564-62-1111 内線441、442 FAX 0564-63-5139

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年10月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ O ]接続しない(入手) [ O ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ O ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月16日	I 関連情報 3個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の76の項 番号法第9条第2項 独自条例制定予定	番号法第9条第1項 別表第1の76の項 主務省令第54条、番号法第9条第2項、幸田町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条 別表第1の14の項	事後	町条例制定による提出
平成28年12月16日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数(いつの時点の計数か)	平成26年11月28日時点	平成28年11月24日時点	事後	
平成28年12月16日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数(いつの時点の計数か)	平成26年11月28日時点	平成28年12月16日時点	事後	
平成30年3月30日	I 関連情報 5 評価実施期間における担当部署 ②所属長	課長 藪田芳秀	課長 夏目守雄	事後	事後による見直し
平成30年3月30日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数(いつの時点の計数か)	平成28年11月24日時点	平成29年9月22日時点	事後	
平成30年3月30日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数(いつの時点の計数か)	平成28年12月16日時点	平成29年10月31日時点	事後	
平成30年3月30日	I 関連情報 1特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	健康管理システム(住民健診)、中間サーバー	健康管理システム(住民健診)	事後	
平成31年3月29日	I-7特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	幸田町企画部企画政策課情報グループ	幸田町企画部企画政策課政策情報グループ	事後	
平成31年3月29日	I-7特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	内線333、334	内線441、442	事後	
平成31年3月29日	I-8特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	幸田町企画部企画政策課情報グループ	幸田町企画部企画政策課政策情報グループ	事後	
平成31年3月29日	I-8特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	内線333、334	内線441、442	事後	
平成31年3月29日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数(いつの時点の計数か)	平成29年9月22日時点	平成30年10月1日時点	事後	
平成31年3月29日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数(いつの時点の計数か)	平成29年10月31日時点	平成30年10月1日時点	事後	
平成31年3月29日	IV リスク対策		IV リスク対策の記載追加	事後	指針の改正によるIVリスク対策の記載追加
令和2年3月2日	I 関連情報 5 評価実施期間における担当部署 ②所属長	課長 夏目守雄	課長 金澤 一徳	事後	
令和2年3月2日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数(いつの時点の計数か)	平成30年10月1日時点	令和元年10月1日時点	事後	
令和2年3月2日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数(いつの時点の計数か)	平成30年10月1日時点	令和元年10月1日時点	事後	
令和2年12月25日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数(いつの時点の計数か)	令和元年10月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和2年12月25日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数(いつの時点の計数か)	令和元年10月1日時点	令和2年7月1日時点	事後	
令和2年12月25日	I 関連情報 3個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の76の項 主務省令第54条、番号法第9条第2項、幸田町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条 別表第1の14の項	番号法第9条第1項 別表第1の76の項 主務省令第54条、番号法第9条第2項、幸田町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条 別表第1の13の項	事後	
令和2年12月25日	I 関連情報 5 評価実施期間における担当部署②所属長	課長 金澤 一徳	課長	事後	
令和2年12月25日	IV リスク対策6情報提供ネットワークシステムとの接続	十分である	接続しない(入手)(提供)	事後	
令和4年2月28日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数(いつの時点の計数か)	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年2月28日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数(いつの時点の計数か)	令和2年7月1日時点	令和3年10月1日時点	事後	